

納骨堂期限付納骨壇・永年合葬室申請手順

手順1 申請

申請に必要な書類を揃えて、太田市役所花と緑の課窓口にて申請をしてください。
太田市役所花と緑の課：〒373-0033 太田市西本町34-25

必要書類

- ・利用許可申請書兼誓約書
- ・申請者の住民票（本籍記載のもの）
- ・申請者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ・死体火葬許可証または改葬許可証

手順2 使用料納入

職員から使用料振込用の納付書を渡されますので、納付書記載の指定金融機関窓口にて納付してください。

また、ご納骨の日時については、礼拝室の利用状況の管理上、利用許可書を受け取るまでに決めていただけますようお願いいたします。

※納骨の日時は他の納骨希望者と重なり、ご希望に沿えないこともありますので、予め複数候補を考えていただくことをお勧めします。

手順3 利用許可および納骨日時の確定

納入いただいた時に金融機関窓口にて手渡しされました領収証（納付書の左半分）をお持ちのうえ、花と緑の課にご来庁ください。

職員が領収を確認し、利用許可書を発行いたします。その際、ご納骨の日時を職員にお伝えください。ただし、納骨の日時は利用許可を得てから1週間以上後の日付を指定してください。

納骨できる時間は12月29日～1月3日を除く以下のいずれかの日時からお選びください。なお、使用可能時間は50分間です。

午前の部

9時～9時50分 10時～10時50分 11時～11時50分

午後の部

13時～13時50分 14時～14時50分 15時～15時50分

手順4 ご納骨

納骨当日は管理棟の納骨担当者にお声がけください。礼拝室を開放します。

申請者の確認をしますので、必ず利用許可書を持ってきてください。

礼拝室での供養が終わりましたら、納骨担当者にお声掛けください。焼骨をお預かりします。